

令和8年度就学援助制度のお知らせ

さいたま市教育委員会

さいたま市では、経済的な理由によりお子さまの学用品の購入や学校給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助しています。援助を希望される場合は、このお知らせをよくお読みになり、以下の要領で申請してください。なお、継続して援助を希望される場合でも、**毎年度申請が必要**になります。

☆ 対象となるご家庭（申請後に審査があります。）

さいたま市に住所があり、小・中学校、中等教育学校（前期課程）へ通うお子さま、または入学予定のお子さまを養育しているご家庭で、**16歳以上（令和8年4月1日現在の年齢）のご家族全員が**、次のいずれかにあてはまる場合に対象となります。なお、生活保護を受給しているご家庭を除きます。

- ① 生活保護が停止または廃止になった
- ② 児童扶養手当を受給している（児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
- ③ 市民税が非課税である
- ④ 個人事業税の減免を受けている
- ⑤ 固定資産税の減免を受けている
- ⑥ 国民年金の保険料が免除されている
- ⑦ 国民健康保険の保険税が減免されている
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている
- ⑨ 失業中で雇用保険受給資格がある
- ⑩ ①～⑨以外で、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせることが困難である

【参考】⑩にあてはまる場合で認定となる目安

ご家族全員の所得額の合計が、おおむね次の基準額以下の場合です。

※ ご家族の人数や年齢等により基準額が変わります。あくまでも目安としてご覧ください。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
基準額 (所得額の合計)	243万円	277万円	324万円	365万円	414万円

※ 所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額等合計」を参考にしてください。

※ 育児休業給付金、傷病手当金、遺族年金、障害年金などの非課税所得は所得額に含みません。

※ 基準額は令和7年度の目安であり、変わることがあります。

※ 借家に住んでいて家賃額を証明できる賃貸借契約書等を提出された場合は、基準額の算定が有利になることがあります。

基準額世帯構成モデル

- 2人世帯（父：34歳、1子：7歳）
- 3人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳）
- 4人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳）
- 5人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳、3子：1歳）
- 6人世帯（祖母：60歳、父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：3歳、3子：0歳）

☆ 援助の内容（※援助の内容は令和7年度のものであり、変わることがあります）

- 学用品費等 次の金額を月割し、1～3学期ごとに各学期末（7、12、3月）に振込みます。

小学1年生（年額）13,230円	2～6年生（年額）15,500円
中学1年生（年額）25,040円	2、3年生（年額）27,310円

裏面に続きます。

- 入学準備金 1 1 月に認定されている入学予定者を対象として、1 月末に振込みます。
小学校入学予定者 57,060円 小学6年生 63,000円
- 新入学用品費 4月から認定されている新入生を対象として、申請した時期により5月末または7月末に振込みます。(令和7年度に入学準備金が支給された方を除く)
小学1年生 57,060円 中学1年生 63,000円
- オンライン学習通信費 次の金額を月割し、1～3学期ごとに各学期末に振込みます。
1世帯あたり(年額) 15,000円
- 修学旅行費 修学旅行実施時に認定されている参加者を対象として、実費相当額を援助します。
- 学校給食費 実費額を市が負担するため、保護者の方の負担はありません。
- 医療費 学校の定期健康診断で特定疾病につき治療の指示が出た場合、医療券を交付します。
- 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 発行費

学校給食における食物アレルギー対応のため医療機関へ支払った文書料を、
3,000円に消費税額を加算した金額を上限として支給します。

※ さいたま市立小学校で実施している「自然の教室」の費用については、就学援助制度での支援はありませんが、対象となるご家庭には別の補助制度があります。

詳しくは、教育課程指導課へお問い合わせください(電話:048-829-1660)

★ 申請期間

申請時期 (土・日・祝日・年末年始を除く)	援助対象時期	審査結果郵送時期	新入学用品費支給時期 (対象者のみ)
令和8年2月13日(金)から 令和8年3月13日(金)まで	令和8年4月から	令和8年5月下旬	令和8年5月末日
令和8年3月16日(月)から 令和8年4月30日(木)まで	令和8年4月から	令和8年6月下旬	令和8年7月末日
令和8年5月1日(金)から 随時	申請があった月から	申請があった月の翌月 または翌々月の中旬	支給対象外

※ 令和9年2月1日(月)以降に申請する場合は、事前に必ず教育委員会学事課へご相談ください。

★ 申請方法 《オンラインまたは書面のいずれかにより申請ができます。》

【オンラインによる申請】

「オンライン市役所さいたま」から申請することができます。令和8年2月13日(金)から申請受付開始となります。詳しくは、市ホームページや申請のご案内等をご覧ください。

【書面による申請】 《1世帯につき1枚の申請書を提出してください》

書面により申請することができます。申請書を記入し、必要書類を付け、学校(さいたま市立の小・中・中等教育学校)または学事課へ提出してください。

●新規で申請される場合

学校、学事課、区役所区民課で、令和8年2月13日(金)からパンフレットと申請書を配布しますでお申し出ください。

●継続して申請される場合

令和8年1月15日(木)現在で令和7年度就学援助を認定中のご家庭には、令和8年2月13日(金)までにお知らせと更新者用申請書を郵送します。

※ 区役所区民課では、制度についての説明や申請内容の確認はできません。

手続きの方法や必要書類の確認、相談等については、学事課や学校までお問合せください。

※ 郵送での提出も可能ですが、郵便の不着や遅延等の責任は一切負いません。

また、受領書の発行も行いません。郵送で提出した場合、申請日は消印の日とします。

問い合わせ先

さいたま市教育委員会事務局 学事課 教育費支援係

電話:048-829-1647 FAX:048-829-1990